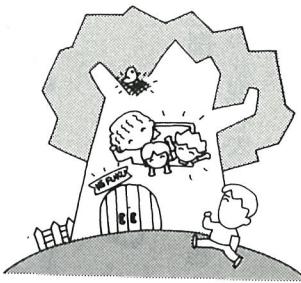


# 住民税シリーズ

(その5)



## 住民税と 所得税の比較

住民税は、私たちの最も身近な税金といえますが、よくサラリーマンの方など

から“住民税は高い”という声を聞きます。

住民税は、それぞれの能力に応じて分担し合うという性格の税金であるところから、所得税よりも納める人の範囲は広く、一方、税率は低く定められています。したがって、住民税を納める人の多くは、実際の1年間の税額合計では、所得税より低くなります。

しかし、住民税の方が高く感じるのは、所得税はボーナスからも源泉徴収されているのに対して、住民税は毎月の給料からだけ納めるしくみになっていることもよるようです。

たとえば、ボーナスを含めて税金を控除する前の年収が400万円である夫婦子供2人のサラリーマンについて、所得税と住民税の負担の状況を、一般的なモデルで比べてみると次のとおりです。

単位：円

区分	年間税額 合計	内訳		
		月給から納める分		ボーナス・年末調整で納める分
		月額	年額	
所得税	124,500	2,590	31,080	93,420
住民税	93,850	7,820	93,850	なし
給与の 収入金額	年収 4,000,000	給料月額 235,294	1年間の 月給合計 2,823,528	1年間のボーナス合計 1,176,472

※税額は、所得税・住民税ともに昭和60年度分

道府県民税(年額)	700円	700円	700円
市町村民税	標準税率	2,500円	2,000円
	制限税率	3,200円	2,600円

※制限税率とは、市町村が標準税率を超えて税率を決める場合においても、これ千葉県  
を超えることはできない税率です。(つづく)光町

### 税のプロムナード

#### いつき！一氣？

最近、ちまたの飲み屋さんでは、一気飲みが大流行とか。しかしこの一気飲み、若者には急性アルコール中毒をまねき、お酒

に慣れた人でも悪酔いを起こしたりで、感心できませんね。

ところで、帳簿の記帳も同じこと、一気に片付けようとしてもなかなかうまくいきません。

記帳は、日々の積み重ねで!!



## 個人住民税のあらまし

### ●住民税を納める人（納稅義務者）

●個人の住民税納稅義務者は、次のとおりです。

納稅義務者 納める税	光町に住所 がある人	光町に住所はない が、事務所、事業所 家屋敷のある人
均等割	○	○
所得割	○	—

\*光町に住所があるか、あるいは事務所などがあるかどうかは、その

年の1月1日現在の状況で判断されます。

### ●住民税が課税されない人

●均等割も所得割もかからない人

(ア)前年中に所得がなかった人

(イ)法により生活扶助を受けている人

(ウ)障害者、未成年者、老年者又は寡婦で前年中の所得金額が100万円以下（給与所得者の年収に直すと1,668千円未満）であった人

### ●均等割がかからない人

(ア)前年中の所得金額が町の条例で定める金額以下の  
人

(イ)夫婦が光町に住んでいて、夫が均等割を納稅しているとき、その妻

### ●所得割がかからない人

前年中の所得金額が、29万円に本人、控除対象となる配偶者及び扶養親族の合計数を掛けて得た金額（控除対象となる配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに9万円を加算した金額）以下の  
人

### ●均等割

#### ●均等割の税率

個人の住民税の均等割は、市町村の人口に応じて、次のように定められています。

